

# 伊那市住宅・建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月  
平成 24 年 3 月（改訂）  
平成 28 年 3 月（改訂）  
平成 29 年 3 月（改訂）  
平成 30 年 5 月（改訂）  
平成 31 年 3 月（改訂）  
令和 3 年 3 月（改訂）  
令和 6 年 3 月（改訂）  
令和 8 年 3 月（改訂）

伊 那 市

# 目 次

	ページ
はじめに	
1 計画の目的	01
2 本計画の位置づけと他の市計画との関係	01
3 計画期間等	02
4 耐震化の必要性	02
5 本計画の対象とする建築物	04
<b>第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b>	
1 県内で想定される地震の規模、想定される被害の状況	05
2 市内で想定される地震の規模、想定される被害の状況	12
3 耐震化の現状	15
4 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定	19
5 公共建築物の耐震化の目標等	20
<b>第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	22
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	23
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	25
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	26
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物	26
6 重点的に耐震化すべき区域	27
7 地震等に伴うがけ地の崩落等による建築物の被害の軽減対策	27
<b>第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b>	
1 地震ハザードマップの作成及び公表	28
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	28
3 パンフレットの作成及び配布並びに講習会等の開催	28
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	28
5 地元自治会等との連携策及び取組み支援について	28
6 耐震改修促進税制等の周知	29
<b>第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携</b>	
1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	30
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携	30
<b>第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項</b>	
1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	31
2 その他	31
〈附属資料〉	
1 別表1（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）	32
2 別表2（要緊急安全確認大規模建築物）	33
3 住宅の耐震性等に関する市民の意識	34
4 緊急輸送路	40

# はじめに

## 1 計画の目的

伊那市住宅・建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

## 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市の耐震改修促進計画として策定しています。また、本市における総合計画、地域防災計画及び住生活基本計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

伊那市地域防災計画において、第2章 災害予防計画 第22節 建築物災害予防計画の中で、建築物等の耐震化について定められています。

（抜粋）

### 第1 公共施設等災害予防計画

#### 1 公共施設等の耐震性の向上

庁舎、社会福祉施設、市営住宅、学校等で昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

官公庁、学校、病院、公民館等、公衆の集まる公共的建築物の建設にあたっては、その構造の安全性の確保と耐震化を推進する。

### 第2 一般建築物災害予防計画

#### 1 耐震性の向上

(1) 戸建住宅、特定既存耐震不適合建築物及び市長が指定した避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(2) 戸建て住宅（共同住宅及び賃貸住宅等を除く）について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(3) 一般建築物の被害防止のため、次の建築物の耐震診断及び耐震改修について促進を図る。

ア 災害時に重要な機能を果たすべき建築物

イ 不特定多数の者が利用する建築物

ウ 構造上弱いと考えられる建築物

エ 重点区域における建築物

(4) 建築物の所有者

ア 必要な建築物の耐震診断を受診し、耐震改修を行い建築物の適正な維持保全を図る。

イ 地震保険及び共済制度の活用

地震保険、共済制度は、住宅再建には有効な手段であるため、制度の活用を図る。

### 3 計画期間等

本計画では、平成19年度から令和8年度までの20年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。なお、平成23年度、平成27年度及び令和2年度に耐震化率等の再算定を行いました。

### 4 耐震化の必要性

#### (1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、瞬に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都圏直下地震等については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

#### (2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

#### (3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

#### (4) 耐震改修促進法の改正について

##### ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
  - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
  - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
  - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
  - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

##### イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

##### ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

## 5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

### (1) 住宅

### (2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

### (3) 要安全確認計画記載建築物

### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

### (5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組む必要があり、本計画では市有建築物（市の加入する地方公共団体の組合の建築物を含む。）を対象とします。

本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

# 第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

## 1 県内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあつては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。(表1-2)

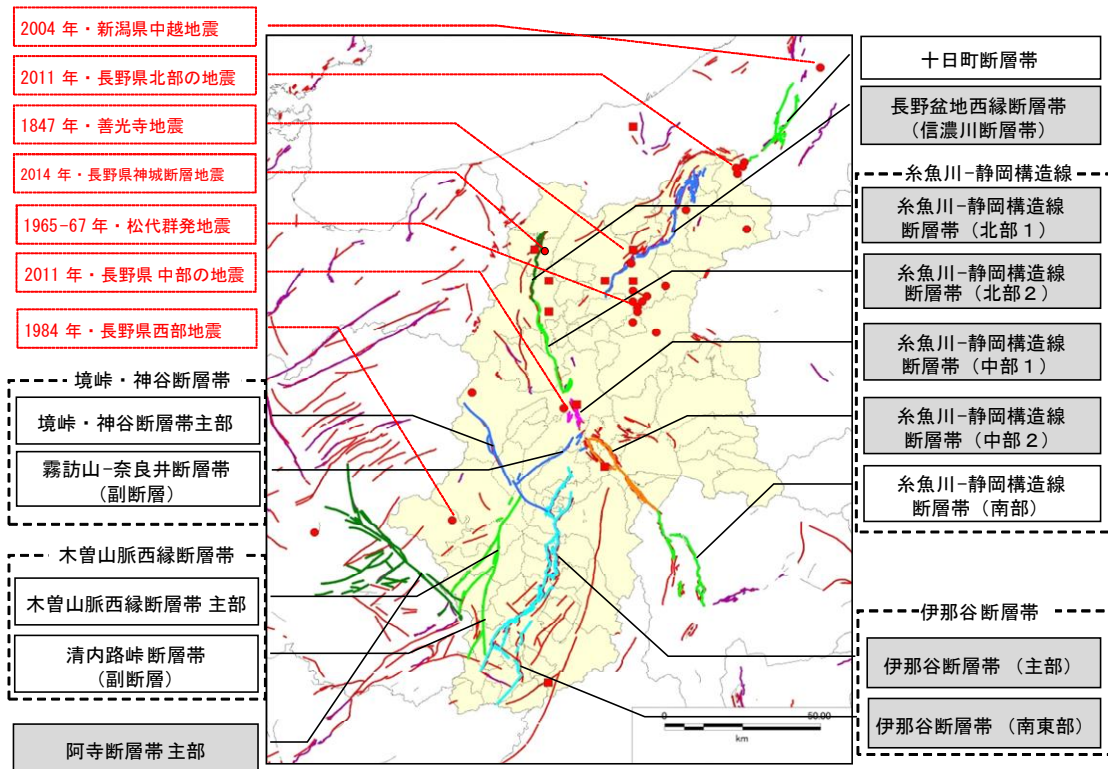
(表1-1) 想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M <sub>j</sub>	M <sub>w</sub>	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)とモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)について

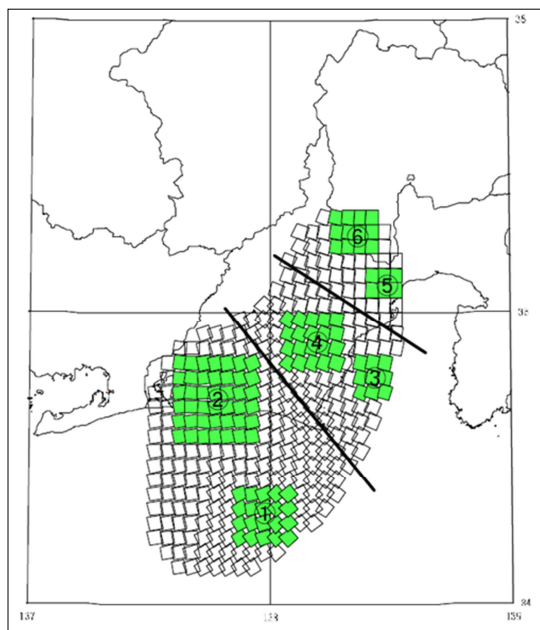
— 断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M<sub>j</sub>)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM<sub>w</sub>=M<sub>j</sub>であることから、これを外挿してM<sub>j</sub>を求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



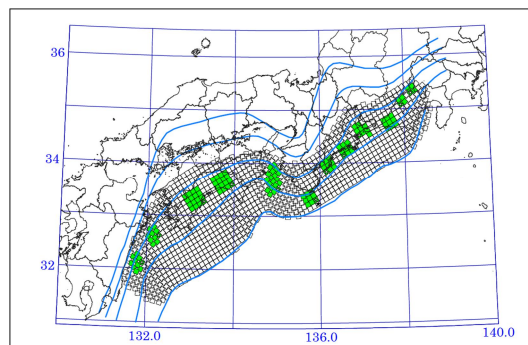
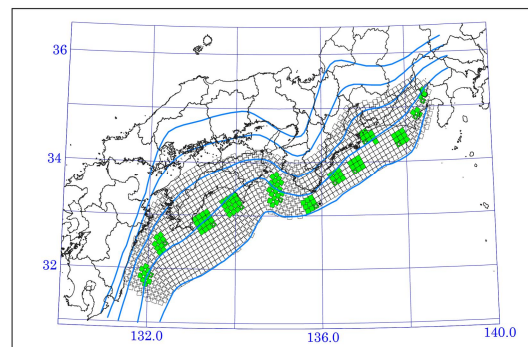
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□：小断層 ■：強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル  
 中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル  
 内閣府(2012) (上図：基本ケース、下図：陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。  (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

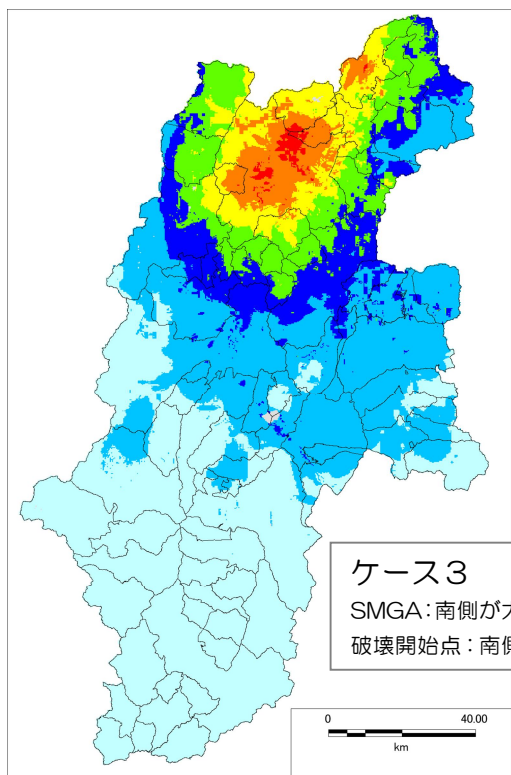
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

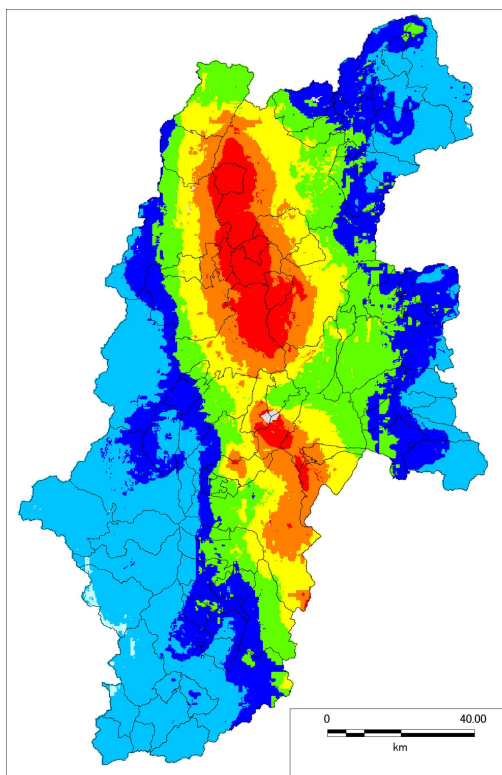
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4～13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

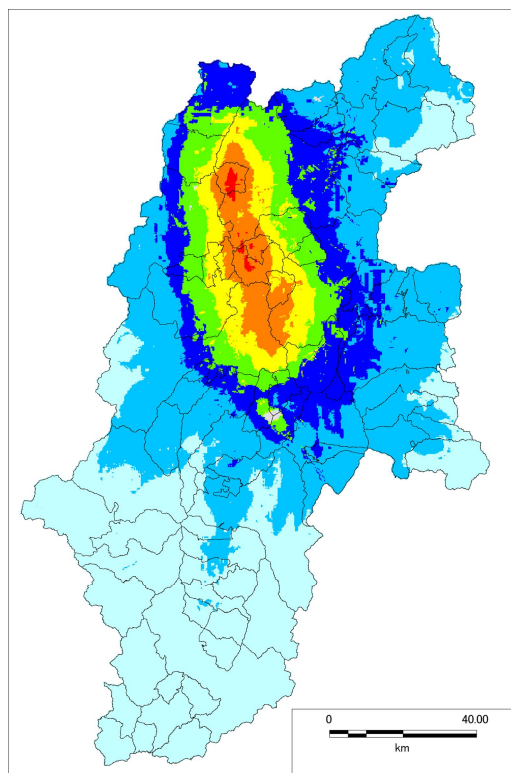
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



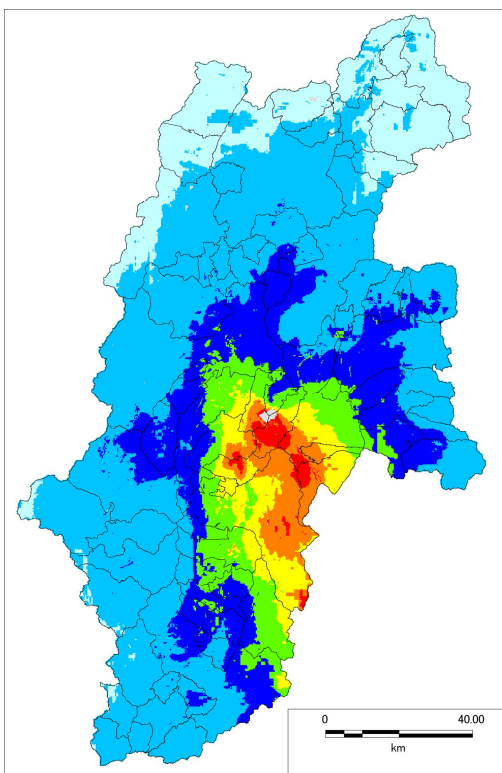
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)

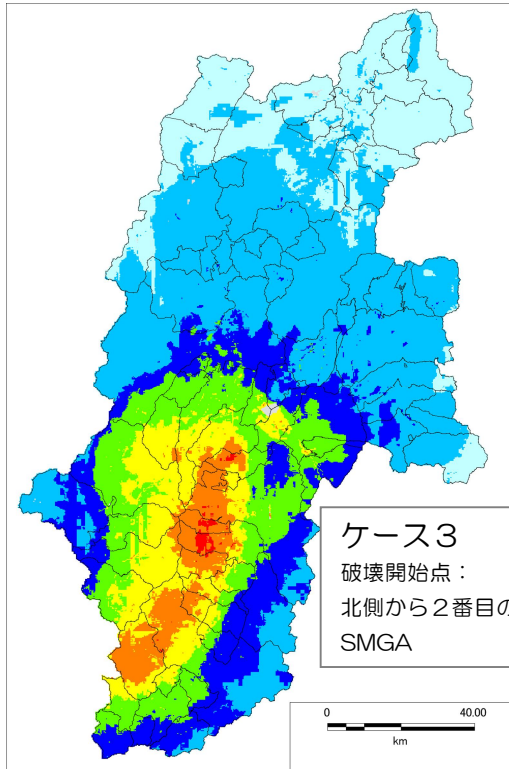


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)

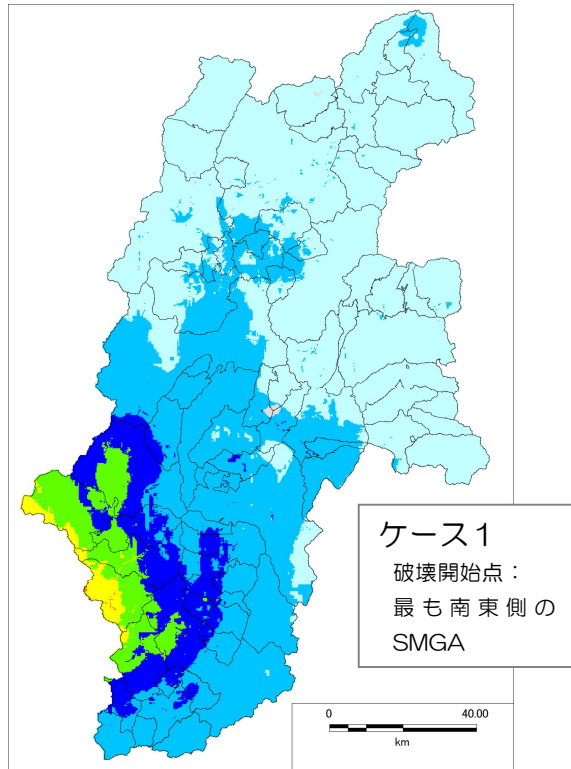


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)

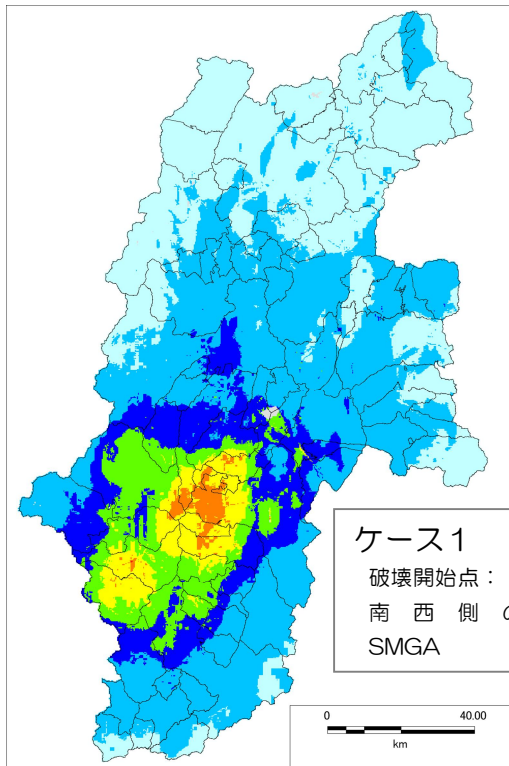




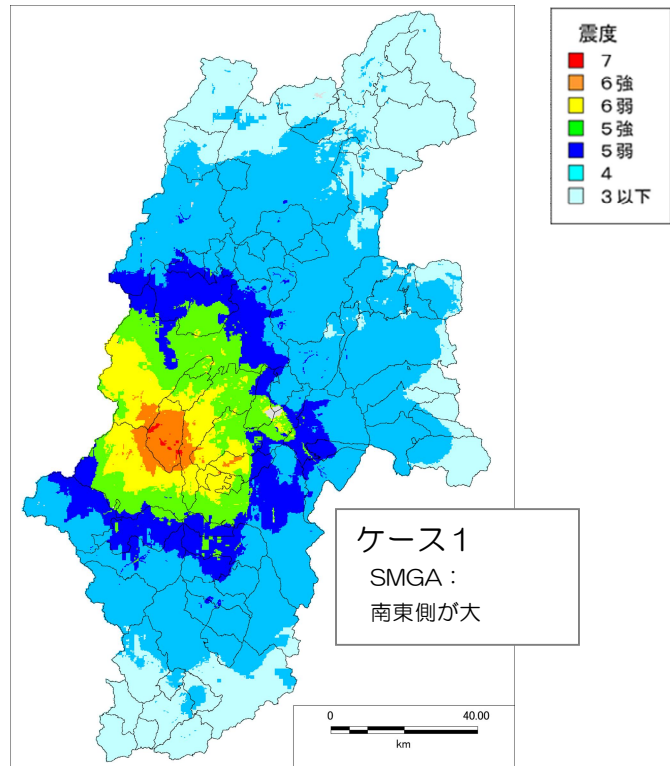
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)  
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



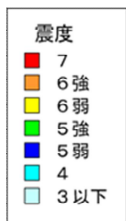
(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)  
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯  
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度

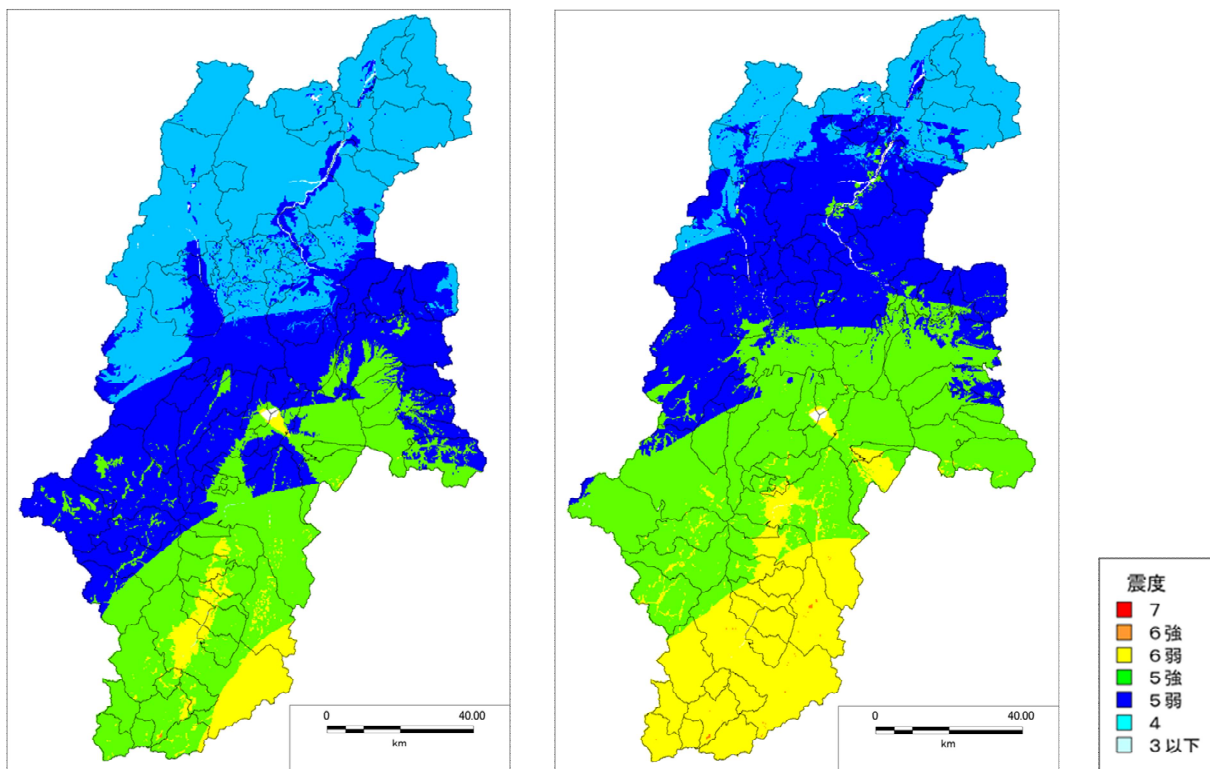


(図1-11) 境峠・神谷断層帯  
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分



(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布

(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、県内やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 被害想定(建築物被害)【長野県】

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害		
					全壊・焼失	半壊	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600	
阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	140	700		

	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	ケース1	冬 18 時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	ケース1	冬 18 時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震	－	冬 18 時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	－	冬 18 時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	－	冬 18 時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害ケースが最大となるケース示す。

(表1-4) 被害想定(人的被害)【長野県】

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型 地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

## 2 市内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

県内において発生が想定されている地震は、そのほとんどが伊那市内に被害をもたらすものと想定されています(「伊那市における地震被害想定」(表1-5))。

特に、伊那谷断層帯(主部)を震源とする地震は、人的被害として死者680人、重軽傷者1,130人、避難者8,250人、建築被害として全壊・焼失3,090棟、半壊6,580棟、生活関連の支障として断水64,360人、停電28,940軒の甚大な被害数が想定されています。

また、想定されている地震以外にも、市内に被害を引き起こす地震が発生する可能性があります。

(表1-5) 伊那市における地震被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	-	冬18時	強風時	710	1,930
		北側	-	冬18時	強風時	0	0
		南側	-	冬18時	強風時	1,050	3,010
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	3,090	6,580
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	1,320	5,230
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	60	580	
海溝型地震	想定東海地震		-	冬18時	強風時	*	*
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		-	冬18時	強風時	20	90
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		-	冬18時	強風時	240	2,110

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

(表1-6) 伊那市における地震被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	100 (100)	300 (290)	170 (160)	2,400
		北側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
		南側	140 (130)	470 (460)	260 (*)	3,670
	伊那谷断層帯(主部)の地震		680 (670)	1,130 (1,110)	630 (620)	8,250
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		250 (240)	790 (780)	440 (440)	6,180
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		70 (70)	30 (30)	20 (20)	1,180	
海溝型 地震	想定東海地震		* (*)	50 (50)	10 (10)	80
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		* (*)	40 (40)	10 (10)	290
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		20 (10)	3,70 (3,50)	200 (190)	3,150

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

※ ( )内は建築物倒壊による死者数等。

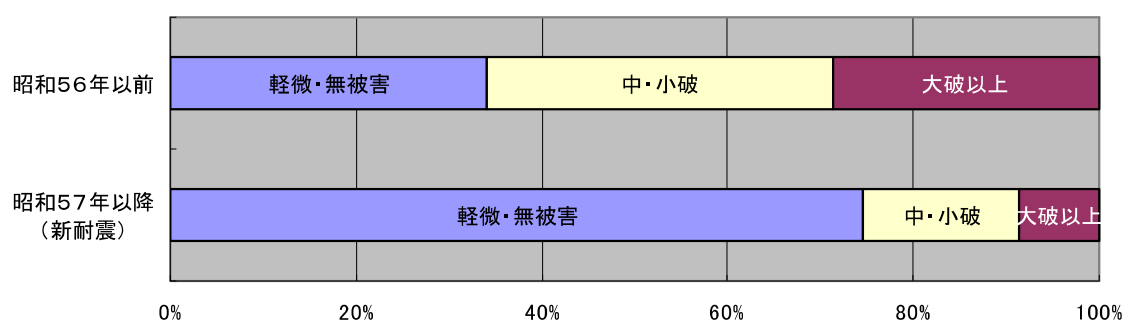
※ \* : わずか

### 3 耐震化の現状

#### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



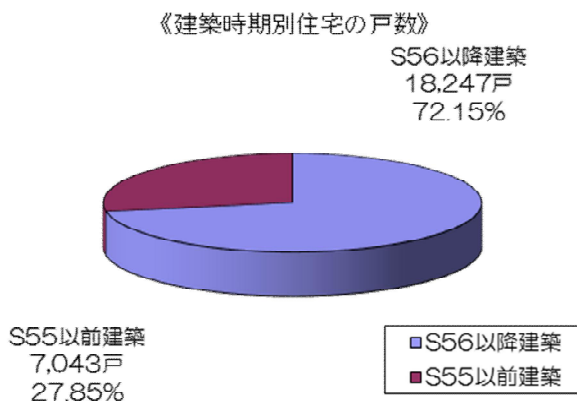
（出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

#### (2) 住宅

##### ア 建築時期別の住宅の状況等

平成 30 年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の居住世帯のある住宅総数は 25,290 戸あります。このうち、昭和 55 年以前に建築された住宅は 7,043 戸で、住宅総数の 27.85% を占めています（表 1-6）。

（表 1-6）建築時期別住宅戸数 （単位：戸）



住宅総数	25,290 戸
うち昭和 55 年以前建築	7,043 戸 (27.85%)
うち昭和 56 年以降建築	18,247 戸 (72.15%)

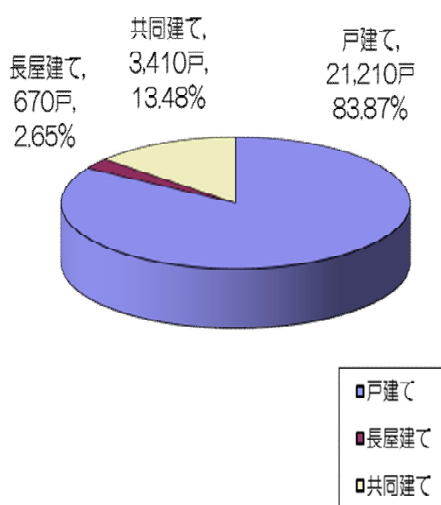
- 備考 1 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分ける必要がありますが、根拠としている「住宅・土地統計調査」が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。
- 2 住宅に係る各表における住宅数及び推計値等は、「住宅・土地統計調査（H30）」及び市資料等から類推しています。（以下同じ）。

市内の住宅を建方別にみると、全体の約 8 割強を占める戸建ての約 30%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合の約 25%を占めています。

また、長屋建てでは昭和 55 年以前に建築された割合が約 37%となっていますが、構成比が約 3%のため、住宅総数に対する割合は約 1%となっています。

一方、共同建てでは住宅総数の約 13%を占めています。昭和 55 年以前に建築された割合は約 10%、住宅総数に対する割合は約 1%となっています（表 1-7）。

《建方別戸数》



（表 1-7）建方別建築時期別住宅数（単位：戸）

	住宅数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数に対する割合	住宅数に対する割合
戸建て	21,210	83.87%	6,441	30.36%
長屋建て	670	2.65%	251	37.46%
共同建て	3,410	13.48%	351	10.29%
計	25,290	100%	7,043	27.85%

住宅のうち持ち家は 20,100 戸あり、全住宅に占める割合は 79.47%で、そのうちの約 3 割が昭和 55 年以前に建築されています（表 1-8）。

（表 1-8）持ち家の建築時期別住宅数（単位：戸）

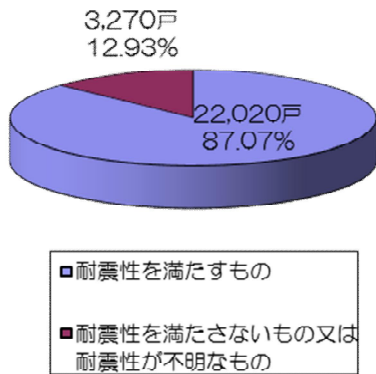
	住宅戸数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅戸数	構成比	住宅戸数に対する割合	住宅戸数に対する割合
持ち家	20,100	79.47%	6,210	30.89%

## イ 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 22,020 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で 87.07%と推計されます（表 1-9）。

(表 1-9) 住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

《住宅における耐震化の現状》

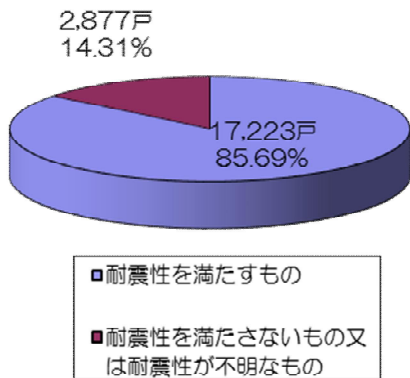


住宅総数 (a)	25,290
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	22,020
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>87.07%</b>
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	18,234
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	7,056
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	2,116
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	1,670
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	3,270

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 17,223 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 85.69%と推計されます (表 1-10)。

(表 1-10) 持ち家における耐震化率の現状 (単位：戸)

《持ち家における耐震化の現状》



持ち家総数 (a)	20,100
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	17,223
<b>耐震化率 (c=b/a)</b>	<b>85.69%</b>
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	13,890
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	6,210
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	1,863
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	1,470
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	2,877

## ウ 空き家の状況

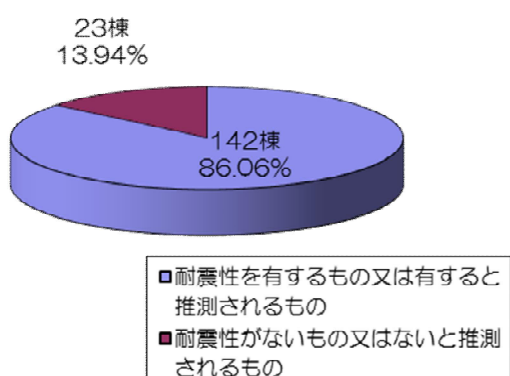
市内の居住世帯のない住宅は 5,990 戸存在します。一時滞在の住宅も一定数含まれますが、そのほとんどは、「空き家」であり、年々増加傾向にあり大きな社会問題となっています。また建築された年代が古い物ほど空き家になる確率が高いと思われ、空き家に占める耐震性を満たさない住宅の割合は、居住世帯がある住宅のそれよりも高いことが想定されます。

### (3) 特定既存不適格建築物

#### ア 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する特定建築物は 165 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 78 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 55 棟に昭和 57 年以降に建築されたもの 87 棟を加えた、142 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状で 86.06% と推計されます（表 1-11）。

《多数の者が利用する建築物の耐震化の現状》（表 1-11）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状



多数の者が利用する建築物総数 (a)	165
耐震性を満たすもの (b=d+f)	142
耐震化率 (c=b/a)	86.06%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	87
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	78
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	55
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	23

### (4) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の現状

法第6条第3項第2号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物のうち人口集中地区（DID地区）内の棟数は約30棟あります。これらは、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています。（表1-13）

（表 1-13）緊急輸送道路等沿道建築物の現状

	総延長 (km)	左記の内、DID地区内の延長 (km)	DID地区内の緊急輸送道路等沿道建築物 (棟)
伊那市地域防災計画に定める緊急輸送路	133.4	12.6	約30

注) 棟数については正確な高さ等の測量により、変わる可能性があります。

#### 4 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和8年までに「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としていますが、市において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和8年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

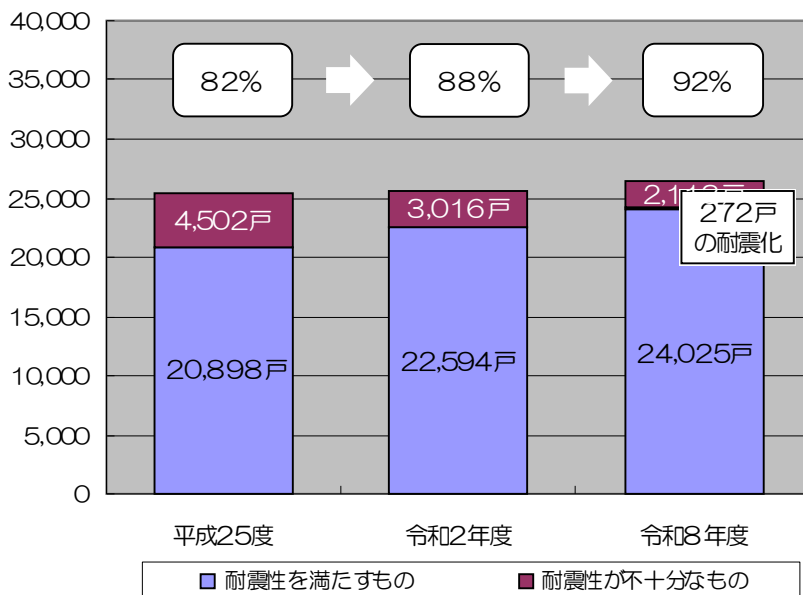
イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%とします。

##### (1) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口の減少（世帯数は増加）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

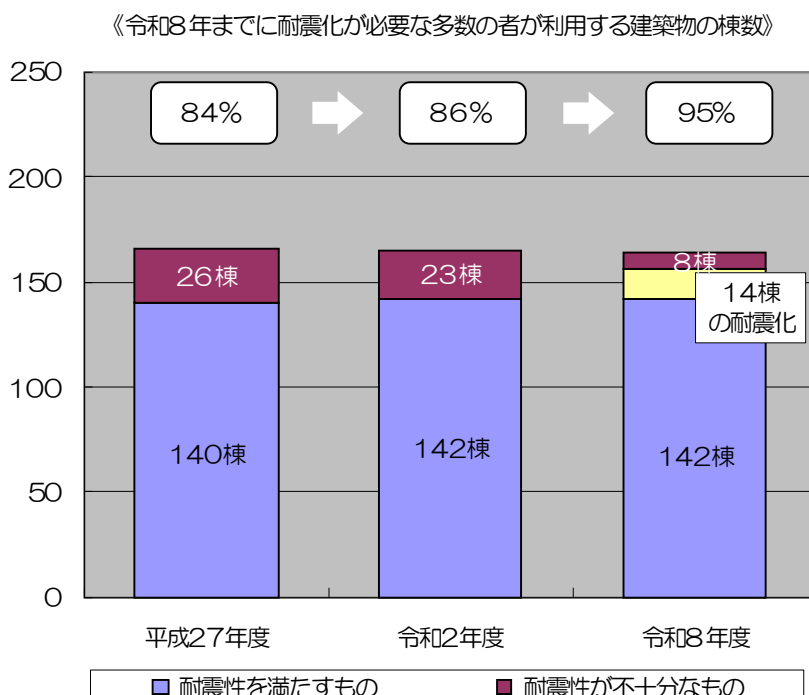
これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和8年時点の目標である92%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。

《令和8年までに耐震化が必要な住宅の戸数》



##### (2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な棟数）

また、住宅と同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和8年の耐震化が必要な棟数を算出します。



## 5 公共建築物の耐震化の目標等

市が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、市有施設（以下「市有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

### (1) 市有施設の耐震化の基本方針

市有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進めました。

### (2) 市有施設の耐震化の現状（令和4年度に耐震化は完了しています。）

現在、市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅を除く。以下同じ。）は52棟あり、昭和56年以前に建てられたものが32棟（構成比61.53%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは32棟で、昭和57年以降に建てられた20棟を加えた52棟が耐震性を有していると考えられ、現状の耐震化率は100%となります。

市有施設のうち伊那市地域防災計画により指定した防災中枢拠点施設、地区防災拠点施設、情報支援拠点施設、サブ防災拠点施設等について優先的に耐震化を進めました。

(3) 耐震化を推進するための整備計画等の策定

施設の耐震性能及び老朽度等を勘察し、建替えや用途廃止の可能性も視野に入れながら緊急性・優先度の高いものから、順次耐震診断・改修を行いました。

基本方針に沿って施設ごとに別途策定した「耐震診断や耐震改修計画」等により市有施設の耐震化を迅速かつ効率的に推進し完了しました。

ア 耐震診断について

令和4年度に診断が完了しています。

イ 耐震改修について

令和4年度に改修が完了しています。

(4) 公営住宅（市営住宅）の耐震化の現状及び目標

市有施設のうち市営住宅は11団地、148棟を管理しています。そのうち昭和56年以前に建築されたものは63棟、既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるものが56棟。この耐震性を満たす棟と昭和57年以降に建築された棟をあわせると141棟で、現在の耐震化率は95.2%となります。

市営住宅団地のなかには老朽化が進んでいるものもあり、計画的な建替えや用途廃止による除却なども行っていくなかで、令和8年度における市営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。ただし、市の財政状況等により変化する場合があります。

(5) 耐震診断結果の公表等

市有施設については、その耐震化状況を市のホームページ等で公表することとします。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとしします。

#### (1) 耐震化の推進のための役割分担（図-2-1）

##### ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コストの問題のほか、後継者がいない又は空き家等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、市内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

##### イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

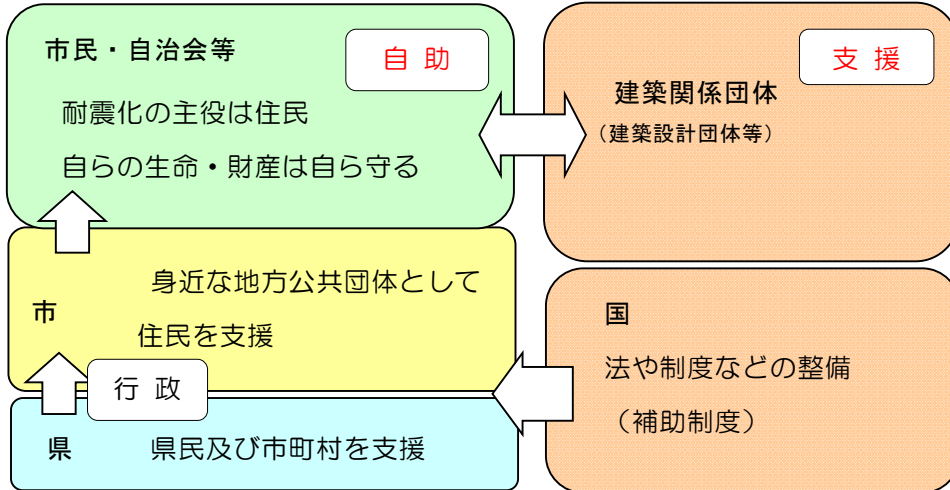
##### ウ 市

住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとしします。

##### エ 県

所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図 2-1) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 住宅に関する支援

本市では住宅の耐震化を促進するため、平成 14 年度から伊那市木造住宅等耐震診断事業および伊那市木造住宅等耐震補強事業（補助事業）を実施しています。引き続き、市民の皆さんが住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県の住宅・建築物耐震改修促進事業（旧：すまいの安全「とうかい」防止対策事業）等と連携を図りながら、昭和 56 年以前の既存木造住宅等の建築物について、耐震診断及び耐震改修に対する支援を行います。（表 2-1,2-2）。

また、地震に関するアンケート（附属資料 2）結果等も参考にしながら行うこととします。

(表 2-1) 伊那市住宅等耐震診断士派遣事業の概要

区分	耐震診断	
根拠	◇伊那市住宅等耐震診断士派遣事業実施要綱	
対象建築物	◇昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物	
建築物の種類	既存木造住宅	避難施設
診断士派遣費用 (市の負担)	全額	1,000 円/㎡

注 1 用語の意義は伊那市住宅等耐震診断士派遣事業実施要綱の定義に基づきます。

2 「避難施設」の診断に当たり、市から派遣する耐震診断士の派遣費用には限度額があります。

3 ㎡は延べ床面積の単位です。

4 詳細は当該要綱によります。また、要綱は必要に応じ改正されることがあります。

(表 2-2) 伊那市住宅・建築物耐震改修促進事業の概要

根拠	◇伊那市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱	
区分	耐震診断	
対象建築物	◇昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物	
補助率	特定既存耐震不適格建築物	その他住宅
	2/3 以内 (限度額 60 万円)	2/3 以内 (限度額 4 万円)
区分	耐震補強	
対象建築物	既存木造住宅	その他住宅
要件	耐震診断の結果が総合評点 1.0 未満の既存木造住宅で、耐震補強工事を行った後の評点が 0.7 以上かつ工事前の総合評点を上回るもの	伊那市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱に基づく耐震診断を実施し、かつ、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることができる耐震補強工事であるもの
補助率	◇4/5 以内 (限度額 100 万円)	
区分	建替え	
対象建築物	既存木造住宅の除却	
要件	耐震診断の結果が総合評点 1.0 未満の既存木造住宅で、耐震性を確保するために行う現地建替え工事であるもの	
補助率	◇1/2 以内 (限度額 83.8 万円)	

注 1 用語の意義は伊那市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定に基づきます。

2 詳細は当該要綱によります。また、要綱は必要に応じ改正されることがあります。

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された耐震補強工法（耐震金物）等に関しても周知しながら住宅の耐震化を進めます（表 2-3）。

(表 2-3)

長野県建築物構造専門委員会評価された耐震補強工法等 (R2.4.1 現在)	(一財) 日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法 件
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法 件
	その他の耐震補強工法等 3 件

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等やニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向けの住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等と合わせて耐震化の促進を図っていきます。

## (2) 多数の者が利用する建築物等に関する支援

多数の者が利用する特定建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断等に対する支援制度の検討など、県と連携を図りながら耐震化促進に取り組みます。

(3) 本市における耐震診断等耐震化促進事業の実績は次のとおりです（表-2-4）。

（表 2-4）耐震診断・改修等の実績（単位：戸）H14～R5

耐震診断	合計
住 宅	2,057
避難施設	21
耐震改修	168

左記のほか、地震被害軽減対策として高齢者世帯等へ家具倒防止器具の配布を実施しました。

（耐震診断実績は簡易・精密診断の合計）

(4) ブロック塀等に関する支援（令和3年度に事業は終了しています。）

平成 30 年度より、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、危険なブロック塀等を撤去する事業（補助事業）を実施しました。

避難路沿いにある危険ブロック塀等について、関係機関と連携し、重点的に事業を進めると共に、併せて、市内全域の危険ブロック塀等も撤去を進めます。

注 「避難路」とは、地域防災計画に定める避難路、緊急輸送道路、通学路、指定避難所から半径 2km 以内の道路法上の道路及び指定緊急避難場所から半径 1km 以内の道路法上の道路をいう。

（表 2-5）伊那市危険ブロック塀等撤去事業の概要

根拠	伊那市危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱
対象ブロック塀等	市内に存するブロック塀等
補助率	1/2 以内（限度額 10 万円）
危険ブロック塀等の要件	道路法による道路等に面するブロック塀等
	道路面からの高さが 60cm 以上のブロック塀等
	技術的基準に適合しない、又は適合しない恐れがあるブロック塀等
対象事業	危険ブロック塀等を撤去する事業 ※撤去後の高さが 60cm 未満となること。

注 1 用語の意義は、伊那市危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱の規定に基づきます。

2 詳細は当該要綱によります。また、要綱は 2022 年 3 月でその効力を失う。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図られるよう効果的な耐震化方を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者へのダイレクトメール等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取り組みを推進します。

また、耐震補強の方法及び耐震改修促進税制の活用について周知を図ります。

## (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、市に「耐震改修相談窓口」を設けています。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っています。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施しています（表 2-5）。

（表 2-6）

（R5.3.31 現在）

木造住宅耐震診断士（長野県全域）の登録者数	2,559 名
木造住宅耐震診断士（伊那市居住）の登録者数	79 名

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

### (1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震の揺れにより、ブロック塀等が転倒した場合、通行者がその下敷きになってしまう被害が発生するおそれがあります。このため、県等と連携し、通学路等を中心に危険個所の点検等を行います。また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行ったり、転倒のおそれのある塀を生け垣等地震の際に倒れにくいようなものへ変えていくことも考えられます。

### (2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東日本大震災では、体育館等において天井材の落下等が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策を図ります。

### (3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東日本大震災においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P 波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、県、所有者・保守点検業者及び関係部局と連携して進めます。

## 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物

次の公共建築物は防災拠点として重要な役割を果たし、また、被災時には避難所や救護所等として機能する重要な施設となります。

このため、優先的に耐震性を向上する建築物とします。

「庁舎、支所、学校、病院、社会福祉施設等」

## 6 重点的に耐震化すべき区域

次の区域については、重点的に耐震化を促進する区域とします。

### (1) 密集市街地

地震による建築物の倒壊による事故や火災発生による近接への被害拡大のおそれのある区域

### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道

県及び市の地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路（附属資料4）のうち、人口集中地区<sup>※</sup>内の緊急輸送路の沿道区域 <sup>※</sup>国勢調査により設定されます。

## 7 地震等に伴うがけ地の崩落等による建築物の被害の軽減対策

伊那市では、がけ地の崩落等による土砂災害のおそれのある建築物の被害を軽減するため、伊那市災害危険住宅移転事業を実施しています。土砂災害の可能性の高い危険な区域<sup>※1</sup>から、住宅を移転する際に支援を受けることができるよう県等と連携しながら取り組んでいます（表2-6）。

（表2-7）事業の概要

区 分	概 要	補 助 率		
		国	県	市
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費に対する補助 <sup>※2</sup>	1/2	1/4	1/4
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に係る費用の借入利子に対する補助 <sup>※2</sup>			

※1 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）第2条第1項に規定する災害危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域。

※2 補助限度額があります。

### 第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

#### 1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、地震に関するハザードマップの作成を進めます。

#### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では耐震に関する相談窓口を常時設けており、建築物等の所有者に対し耐震診断及び耐震改修に関する相談などを行っています。また、パンフレットやホームページ等により耐震化に関する情報を発信していきます。

#### 3 パンフレットの作成及び配布並びに講習会等の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するパンフレット等を配布し、耐震化に関する啓発を引き続き行います。また、地震被害の危険性と耐震化の必要性などについての啓発活動を充実していきます。具体的には、「伊那市おでかけ講座」、あるいは県の「長野県政出前講座」など、必要に応じて住民の皆さんに対する説明や意見交換などを行います。

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やリフォームに併せて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、リフォーム等に併せた耐震改修を誘導します。公報や住宅関連フェア等の機会をとらえ、耐震化についての啓発を行います。

#### 5 地元自治会等との連携策及び取組み支援について

地域の人々が自分たちの地域は皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的でありばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、地域との連携を図り必要な対応を行います。

#### 6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了し

た年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が可能となっています。（令和2年4月現在）こうした税制についての周知も行い、耐震化促進への取り組みを進めます。

## 第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

### 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の特定既存耐震不適格建築物やその他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の耐震化を促進するため、所管行政庁（伊那建設事務所）と連携して対応します（表4-1）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公表：公報やホームページへの登載、各建設事務所等へ掲示。

（表4-1）

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）	—	—	—

### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

## 第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

### 2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について適宜見直すこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗			
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物			

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	
ホテル又は旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園、保育所	
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物



〈附属資料3〉住宅の耐震性等に関する市民の意識

平成19年度に「伊那市の土地利用・住宅等に関するアンケート」を行い、その中で、市民の皆さんの住宅の地震に対する備えについての意識調査を行いました。

(「平成19年度 土地利用・住宅等に関するアンケート調査報告書」から抜粋)

『調査の方法と回答結果』

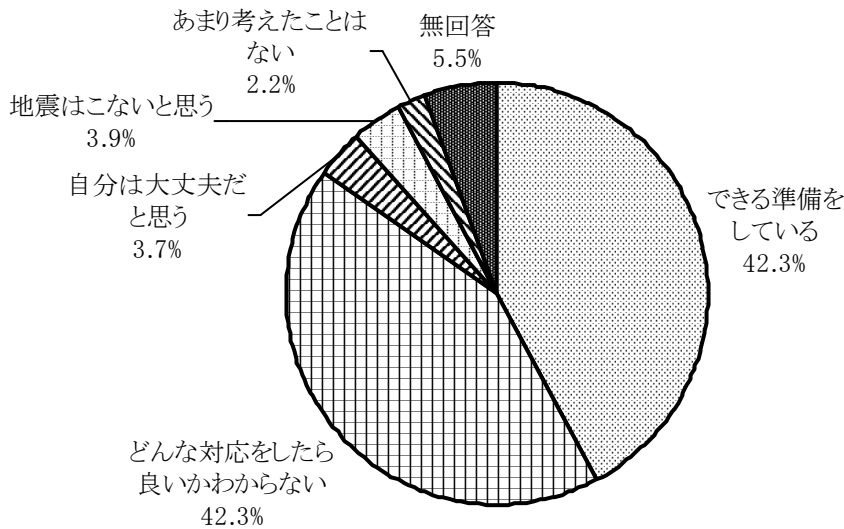
- ① 調査地域 : 伊那市全域
- ② 調査対象 : 市内に住む18才以上の住民
- ③ 抽出方法 : 住民基本台帳から居住地のバランスを考慮し無作為に抽出
- ④ アンケート発送数 : 1,000通
- ⑤ 調査方法 : 郵送による送付、郵送回収
- ⑥ 調査期間 : 発 送 日 平成19年7月23日 : 返送期限 平成19年8月10日
- ⑦ 回答数 : 489票
- ⑧ 回答率 : 48.9%

VI お住まいの住宅の地震に対する備えについておたずねします

問31 皆さんの地震に対するお考えをお伺いします

回答者数 (489人)

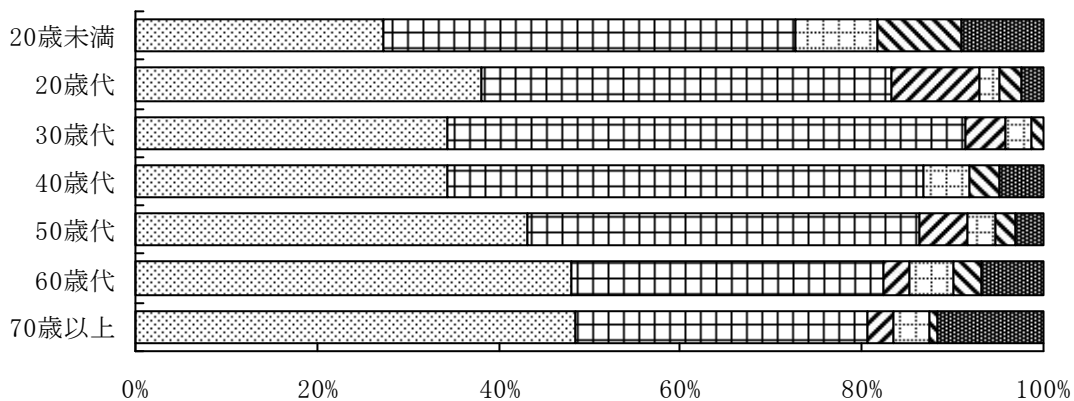
1. 地震についてかなり気にしていて、できる準備をしている (していきたい) .....	207	(42.3%)
2. 地震は気になるが、どんな対応をしたら良いかわからない.....	207	(42.3%)
3. 地震が起こっても自分 (住宅や家族) は大丈夫だと思う .....	18	( 3.7%)
4. 大きい被害をもたらすような地震はこないと思っている .....	19	( 3.9%)
5. 地震についてあまり考えたことはない.....	11	( 2.2%)
無回答.....	27	( 5.5%)



地震については、「地震についてかなり気にしていて、できる準備をしている(していきたい)」さらに「地震は気になるが、どんな対応をしたら良いかわからない」と答えた人が、いずれも42.3%と最も多く、両者をあわせた地震に関心がある人は8割以上を占めている。

「地震が起こっても自分(住宅や家族)は大丈夫だと思う」、「大きい被害をもたらすような地震はこないと思っている」は、1割未満である。

#### ◆ 年齢別



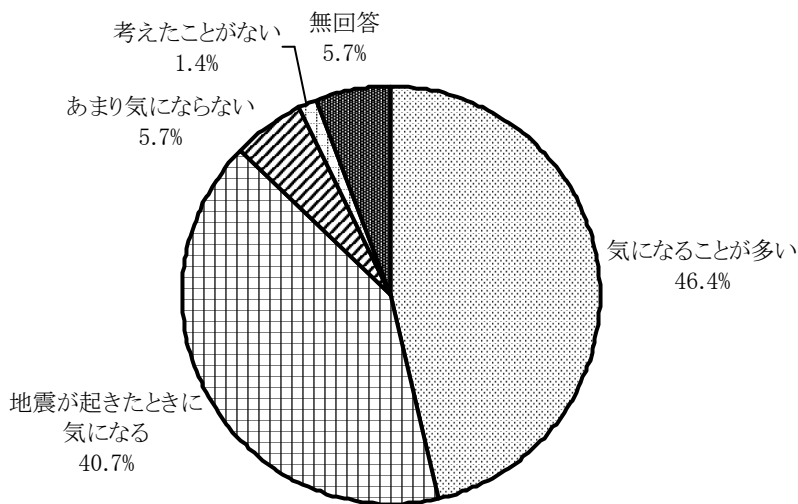
年齢別に見ると、50歳代以下では、「地震は気になるが、どんな対応をしたら良いかわからない」、50歳代以上では、「地震についてかなり気にしていて、できる準備をしている(していきたい)」が最も多くなっており、その割合は年代が上がるにつれて増えている。

「地震が起こっても自分(住宅や家族)は大丈夫だと思う」および「大きい被害をもたらすような地震はこないと思っている」という意見は、20歳代で比較的多い。

問32 お住まいの住宅の地震に対する安全性（耐震性能）についてどう思いますか

回答者数（489人）

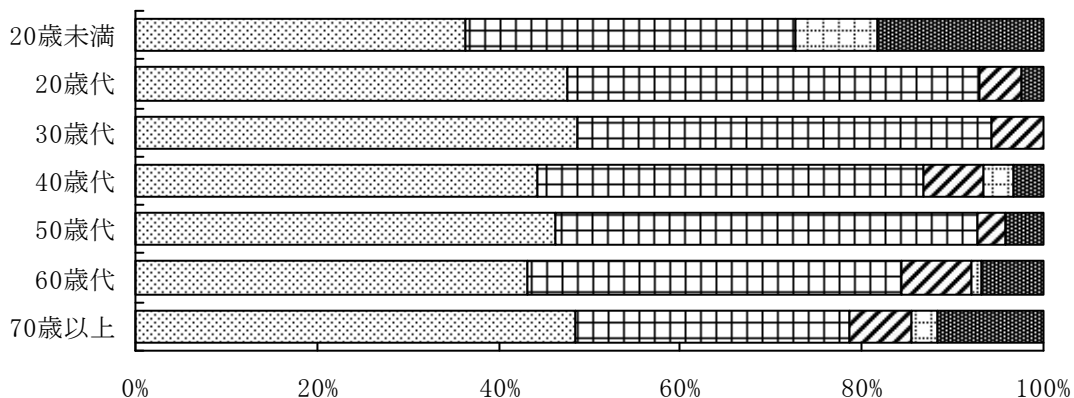
1. 地震に対する安全性が備わっているかどうか気になることが多い	227	(46.4%)
2. ほかの地域で地震が起きたときに気になる	199	(40.7%)
3. 地震に対してあまり気にならない	28	(5.7%)
4. 地震について考えたことがない	7	(1.4%)
無回答	28	(5.7%)



住宅の地震に対する安全性については、「地震に対する安全性が備わっているかどうか気になることが多い」と答えた人が46.4%と最も多い。続いて、「ほかの地域で地震が起きたときに気になる」となっており、8割以上の人が、気にしていることがわかる。

「地震に対してあまり気にならない」や「考えたことがない」は、両者を合わせても1割未満である

◆ 年齢別



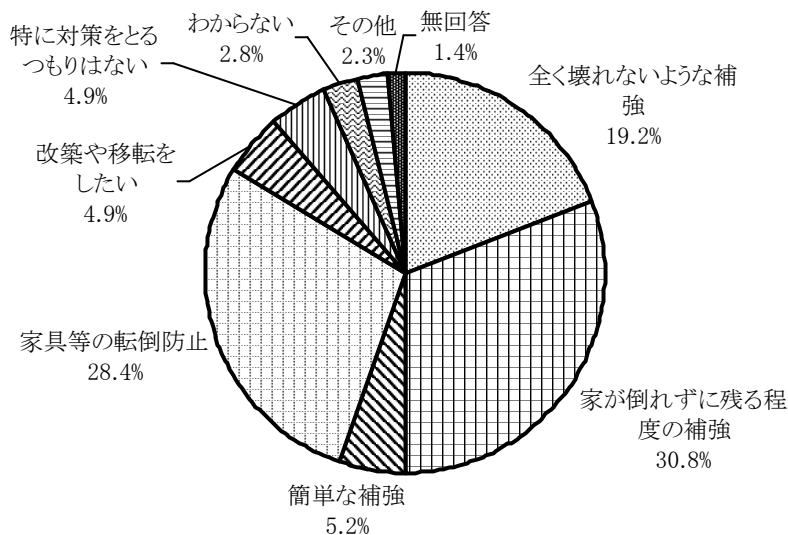
年齢別に見ると、「地震に対する安全性が備わっているかどうか気になることが多い」がいずれも最も多くなっており、その割合は30歳代および70歳以上で高い。続いて「ほかの地域で地震が起きたときに気になる」であるが、50歳代で比較的多い。

問33 問 32 で 1 あるいは 2 とお答えの方にお伺いします。

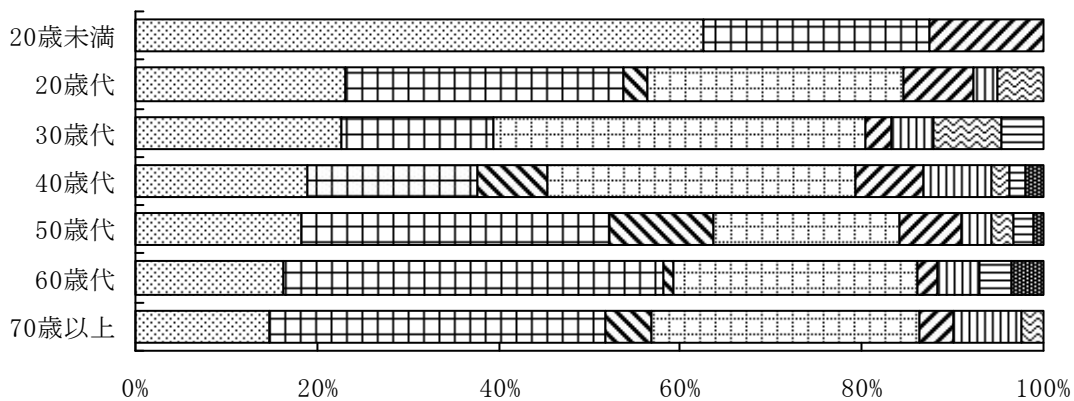
お住まいの住宅の地震に対する対応を行うとするとしたら、どの程度としたいですか

回答者数 (426 人)

1. 大地震が発生しても、全く壊れないような補強をしたい	82	(19.2%)
2. 大地震が発生しても、家が倒れずに残る程度の補強をしたい	131	(30.8%)
3. 耐震改修はしないが日曜大工程度の簡単な補強をしたい	22	(5.2%)
4. 家具等の転倒防止くらいはしたい	121	(28.4%)
5. 地震に強い住宅への改築やよそへ移転をしたい	21	(4.9%)
6. 特に対策をとるつもりはない	21	(4.9%)
7. わからない	12	(2.8%)
8. その他	10	(2.3%)
無回答	6	(1.4%)



住宅の地震に対する対応については、「大地震が発生しても、家が倒れずに残る程度の補強をしたい」が 30.8% と最も多い。続いて、「家具等の転倒防止くらいはしたい」、「大地震が発生しても、全く壊れないような補強をしたい」となっている。



◆ 年齢別

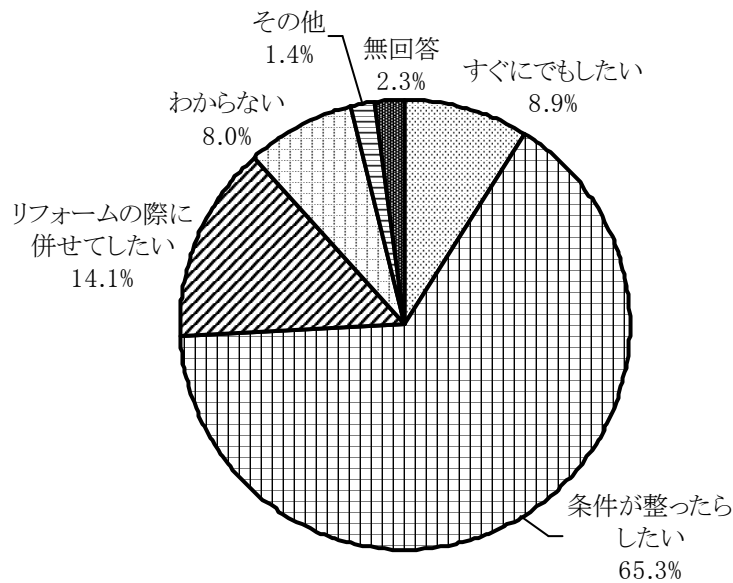
年齢別に見ると、20歳未満では「大地震が発生しても、全く壊れないような補強をしたい」が最も多くなっており、その割合は年代が下がるにつれて減少している。30歳代および40歳代では「家具等の転倒防止くらいはしたい」、それ以外の年代では「大地震が発生しても、家が倒れずに残る程度の補強をしたい」がそれぞれ最も多くなっている。

問34 問33で1あるいは2とお答えの方にお伺いします。

お住まいの住宅の耐震改修をするとしたら、いつ頃したいですか

回答者数 (213人)

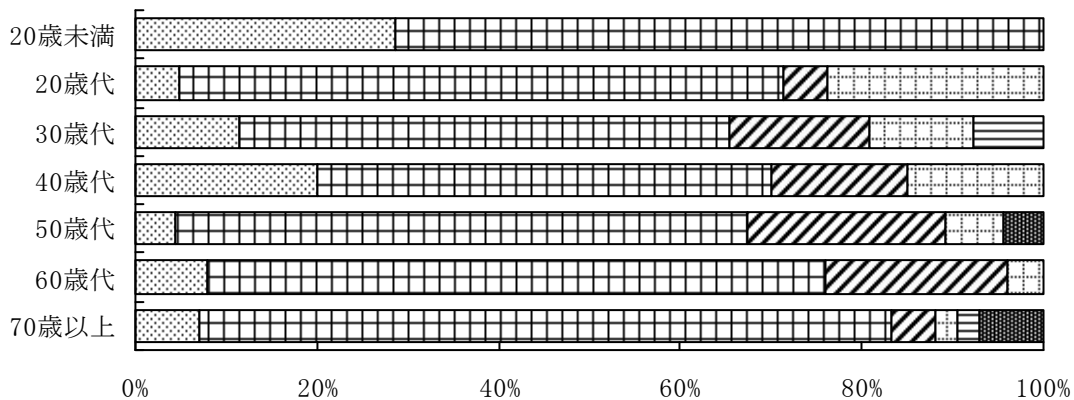
1. すぐにでも耐震改修をしたい……………	19	( 8.9%)
2. すぐにはできないが、資金が貯まる、行政の支援が受けられるなど改修の条件が整ったら耐震改修をしたい……………	139	(65.3%)
3. バリアフリー対応などほかの理由によるリフォームの際に併せて耐震改修をしたい……………	30	(14.1%)
4. わからない……………	17	( 8.0%)
5. その他……………	3	( 1.4%)
無回答……………	5	( 2.3%)



耐震改修の時期については、「すぐにはできないが、資金が貯まる、行政の支援が受けられるなど改修の条件が整ったら耐震改修をしたい」と答えた人が 65.3% と最も多い。続いて、「バリアフリー対応などほかの理由によるリフォームの際に併せて耐震改修をしたい」が 14.1% となっている。

住宅の耐震改修についての関心は高いが、「すぐにでも耐震改修をしたい」と答えた人は、全体の 1 割未満である。

#### ◆ 年齢別



年齢別に見ると、「すぐにはできないが、資金が貯まる、行政の支援が受けられるなど改修の条件が整ったら耐震改修をしたい」がいずれも半数以上を占めて最も多くなっているが、その割合は 70 歳以上で最も高い。

「すぐにでも耐震改修をしたい」という意見は、20 歳未満および 40 歳代で比較的多い。また、「バリアフリー対応などほかの理由によるリフォームの際に併せて耐震改修をしたい」という意見は、50 歳代および 60 歳代で多い。

アンケート結果からは、地震に対する意識として地震や住宅の耐震性能などの安全性に関

しては非常に高い関心があることが分かります。

また、住宅の地震対策については、地震が来ても倒壊しない程度の耐震補強や室内の家具等の転倒対策をしたいという意見が多く、建築物の倒壊や家具・什器の転倒などによる避難困難化やそれらによる圧迫被害を避けたいという意向があると思われます。

一方、住宅の耐震改修については改修の条件が整ったら行いたいというものが多く、耐震化の意向はあるものの、費用面の状況等から耐震改修は将来的な対応ということになっています。

〈附属資料 4〉 緊急輸送道路

緊急輸送路線名	指定状況	区間（市内）
中央自動車道西宮線	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路（第1次）	南箕輪村境 から 宮田村境
国道152号	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路 （第1次）長門町～高遠361号交点 （第2次）高遠361号交点～長谷	茅野市境 から 長谷
国道153号	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路（第1次）	南箕輪村境 から 宮田村境
国道361号	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路 （第1次）入船～高遠152号交点	R153号交点 から R152号交点
主 伊那インター線	震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路（第1次）	南箕輪村境 から 御園
県道 南箕輪沢渡線	震災対策緊急輸送路（第1次） 強化地域内震災対策緊急輸送路 （第1次）153号交点～361号交点	南箕輪村境 から R361号交点
主 伊那生田飯田線	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第2次） 強化地域内震災対策緊急輸送路（第2次）	R361号交点 から 駒ヶ根市境
主 伊那辰野停車場線	緊急交通路交通規制対象予定道路 震災対策緊急輸送路（第2次） 強化地域内震災対策緊急輸送路（第2次）	R361号交点 から 箕輪町境
県道 沢渡高遠線	伊那市	R153号交点 から 主 伊那生田飯田線交点
県道 伊那インター 西箕輪線	伊那市	南箕輪村境 から 西箕輪小・中学校前
市道 西部一号線	伊那市	南箕輪村境 から 宮田村境
市道 伊那北停車場 山寺上村線	伊那市	伊那北駅 から 県道 伊那箕輪線
市道 二条線	伊那市	県道 伊那辰野停車場線 から 伊那北駅
市道 環状南線	伊那市	R153号交点 から R152号交点